

岩手県監査委員告示第 11 号

監査結果の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 27 号及び第 30 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 21 年 3 月 6 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 (1) 監査対象機関名 岩手県立二戸病院
(2) 監査実施日
ア 予備監査実施日 平成 20 年 4 月 30 日
イ 本監査実施日 平成 20 年 6 月 17 日
(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 8 月 5 日
(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
救急救命処置に係る特定行為指示料の徴収に当たり、調定していないものが 18 件、94,500 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	未調定であった 18 件、94,500 円について、平成 20 年 6 月に調定及び請求を完了した。 なお、今後は救急救命処置指示録を作成し発生件数を把握するとともに、毎月調定及び請求書の発行を行うことにより再発防止を図ることとした。

- 2 (1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡病院
(2) 監査実施日
ア 予備監査実施日 平成 20 年 5 月 20 日
イ 本監査実施日 平成 20 年 7 月 8 日
(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 9 月 5 日
(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
救急救命士に係る薬剤投与実習経費及び気管内挿管実習委託料の徴収に当たり、事業完了後相当期間経過してから調定しているものが 5 件、413,500 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、実習終了確認後速やかに調定及び請求事務を行うとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。